

平成30年度介護報酬改定に伴う報酬変更届出について

1 平成30年4月1日算定にかかる届出

平成30年度報酬改定に伴う平成30年4月1日加算の届出については国からの事務連絡に基づき次のとおり取り扱う。

平成30年4月1日算定の特例

平成30年2月14日厚労省老健局事務連絡により、全てのサービスが4月1日までの提出に猶予されることとされたが、4月1日が日曜日であることから、県指定のサービスにかかる4月1日適用の加算の届出の提出期限を4月2日（月）まで認めることとする。

なお、指定権者が異なるサービス（地域密着型サービス、総合事業または4月以降に届出する居宅介護支援事業所並びに福島市所在の事業所）についての4月2日提出の適否については個別に各指定権者へ確認をすること。

参考：通常

- ・居宅系サービス：加算を算定しようとする月の前月15日までに提出
- ・施設系サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を含む）：加算を算定しようとする月の初日までに提出

2 注意点

（1）届出が必要な加算

各サービスで新設された加算など、一覧表に掲載されている加算については、加算を取得する場合は必ず届出すること。

また、新設された加算などで新たな届出がないものは原則「なし」「非該当」等と設定される。

なお、特定施設入居者生活介護において新設された「身体拘束廃止の取組の有無」について届出が出されなければ、「なし」として登録されることから減算適用となるため注意すること。

（2）既存の加算に係る留意事項（資料2－2）

①（介護予防）訪問看護の看護体制強化加算

4月1日から、現行の看護体制強化加算の算定要件が、前3月から前6月に変更となったため、既に加算を取得している場合でも、引き続き加算を取得する場合は前6月で要件を満たすことを確認し、訪問看護にあっては看護体制加算「Ⅱ」として、介護予防訪問看護にあっては「あり」として改めて届出を提出すること。

② リハビリテーションマネジメント加算

算定要件が一部変更されていることから、変更後の要件を確認し、要件に沿つた区分で届出すること。加算区分を変更しない場合、届出は要しない。

なお、予防分についてもリハビリテーションマネジメント加算が新設されたので、同加算を算定する場合は介護給付分とは別に届出が必要となる。

③ 夜勤職員配置加算（短期入所生活介護、介護福祉施設サービス）

現行の基準を満たしている限りにおいては改めての届出は要しないが、見守り機器の導入による緩和要件が設けられたため、緩和要件で算定する場合は改めて届出を行う必要がある。

④ その他

通所サービスにおける事業所規模の判定、サービス提供体制強化加算など一定の判定期間の要件に基づき加算取得が可能となるものについては、変更が無ければ届出は要しないが、年度毎など必ず要件を確認し記録を残しておく必要がある。

確認の結果要件を満たさない場合は直ちに取り下げの届出を提出すること。

（3）届出書の審査

期限内に届出がなされた場合でも今後国から発出される解釈通知、Q&A等によっては、追加書類の提出を求めるほか、加算の算定が認められない場合もあるのであらかじめご注意下さい。